

今月のテーマ

働き方改革関連法とトラック運送事業者

2018(平成30)年6月、働き方改革関連法が成立し、2019年4月から改正労働基準法が全産業を対象に施行されることとなりました。トラックドライバーについては2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるため、長時間労働が常態化しているトラック運送業界は早急に効果的な長時間労働是正の取り組みを推進しなければなりません。



労働基準法制定以来の大改正

● 労働基準法では、労働時間を「原則1日8時間、1週に40時間まで」と定めています(法定労働時間)。一方、労使が労働基準法36条に基づく協定(いわゆるサブロク協定)を結べば、法定労働時間を超えて月45時間、年間360時間まで残業が認められます。特別条項を設ければ上限をなくすこともできましたが、今回の労働基準法改正により、初めて、残業時間に上限が設けられます。

● 原則は月45時間、年360時間で、労使が特別条項に合意しても年720時間(休日労働含まない)、複数月平均で80時間以内(休日労働含む)、月100時間未満(休日労働含む)、月45時間を超えてよいのは年6回までです。これが一般則といわれるものです。

適用開始時期

● **ドライバー**は、**2024年4月から**、年960時間の罰則付きの時間外労働の上限規制(休日労働含まない)が適用されます。この規制は企業規模に関係なく適用されます。

◎年 960 時間以内の時間外労働とは

法定労働時間

休憩時間を除き 1日8時間・1週40時間 (労働基準法第32条)

時間外労働時間

法定労働時間を超えて働いた時間 いわゆる「残業」

上限規制 年960時間 ← 月平均で80時間 × 12カ月

(1カ月の上限の規定はなし)

(注) 自動車運転業務については1カ月の上限は規定されていませんので、例えばある月に業務が大変忙しくて100時間の時間外労働を行う月があったとしても、他の月の時間外労働時間を少なくして1年間で960時間以内とすればよいことになります。

〔参考〕

・1カ月(4.3週換算)で、どの程度の働くことが可能?

法定労働時間 1週40時間 × 4.3週 = 172時間/月

時間外労働の上限については月平均では80時間なので、172時間(法定内労働時間) + 80時間(時間外労働時間) = 252時間/月 となります。

・この計算はあくまで目安です。

全日本トラック協会より

図表 時間外労働の上限規制

	現行規制	労働基準法 改正の内容
原則	<労働基準法で決定> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	<同左> 罰則付き(6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金、強制力あり)となります
36協定の 限度	<厚生労働大臣告示：強制力なし> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6カ月まで) 特別条項 (2) ・自動車の運転業務は、(1)の適用を除外・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定(貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象) 運行管理者、事務職、整備・技能職、倉庫作業職等(ドライバー以外)は一般則 ドライバーには特例あり	<労働基準法改正により法定：罰則付き> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項がある場合は年720時間 <年720時間の考え方> ①年720時間まで(休日労働含まない) ②一時的に事務量が 증가する場合にも上回ることもできない上限を設定 a. 2~6カ月の平均でいずれも80時間以内(休日労働含む) b. 半月100時間未満(休日労働含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限(休日労働含まない) (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間(2024年3月末まで)現行制度を適用 ・2024年4月以降 年960時間(休日労働含まない) ← 月平均80時間(休日労働含まない) ・将来的には、一般則の適用を目指す

注) 休日労働：毎週1日の法定休日に労働する時間を指す
全日本トラック協会より

● **運行管理者や事務職**は一般則の適用となります。**大企業は2019(平成31)年4月から、中小企業でも2020年4月から**、罰則付きの時間外労働の上限規制(年360時間、特別条項がある場合でも年720時間)が適用されます。

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラ
バス